

平成 29 年 3 月 23 日 (木曜日)

(会議第 6 日目)

応招議員

1 番	坂 本 あ や	2 番	濱 村 博	3 番	藤 本 岩 義
4 番	山 崎 正 男	5 番	澳 本 哲 也	6 番	宮 川 徳 光
7 番	小 永 正 裕	8 番	中 島 一 郎	9 番	宮 地 葉 子
10 番	森 治 史	11 番	池 内 弘 道	12 番	浅 野 修 一
13 番	小 松 孝 年	14 番	矢 野 昭 三		

不応招議員

な し

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	大 西 勝 也	副 町 長	松 田 春 喜
町 参 事	北 岸 英 敏	総 務 課 長	森 田 貞 男
情報防災課長	松 本 敏 郎	税 務 課 長	川 村 一 秋
住 民 課 長	藤 本 浩 之	健康福祉課長	宮 川 茂 俊
農業振興課長	宮 地 丈 夫	まちづくり課長	金 子 伸
産業推進室長	門 田 政 史	地域住民課長	矢 野 雅 彦
海洋森林課長	尾 崎 憲 二	建 設 課 長	今 西 文 明
会 計 管 理 者	小 橋 智 恵 美	教 育 長	坂 本 勝
教 育 次 長	畦 地 和 也		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小 橋 和 彦 書 記 都 築 智 美

## 議事日程第6号

平成29年3月23日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

日程第2 議案第80号から第111号まで

(常任委員長の報告・質疑・討論・採決)

日程第3 議員の派遣に関する件について

日程第4 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

## 議 事 の 経 過

平成 29 年 3 月 23 日  
午前 9 時 00 分 開会

副議長（小松孝年君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

日程第 1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

矢野昭三君。

14 番（矢野昭三君）

それでは、許可をいただきましたので質問をさせていただきます。

2 年ぶりの質問でございまして、何かこう、ここへ立てりますと足がちょっとおぼつかない調子でござい  
ますが。

さまざまな出来事がございましたが、この黒潮町として合併 10 年最後の 3 月議会、記念すべき議会であらう  
と思います。従いまして、この 10 年のですね、合併後 10 年をどのように集約しているか問いますと。

で、最初に、ちょっと皆さん、これを拝見していただきたいと思います。これ、広報、創刊号くろしおです  
が、これ、皆さんご記憶あると思います。これ、各家庭に配布されたので、私は私のお宝として持つておるわ  
けですが。カメラさん、ちょっとよう映しちよってくださいよ。これ実は大変、これ以上ないというええ笑顔  
の、この皆さんの写真です。多分、これ以上の顔はないと思います。当時、思い出しますと、ええ町をつくろ  
うねということの声が満ち溢れ、みんな目が輝いていた、ということを私は記憶してございます。

で、当時のこの創刊号のデータによりますと、人口 1 万 4,157 人、15 歳未満の年少人口 1,530 人、65 歳以上  
の老齢人口が 4,478 人、これが 31.6 パーセントでございます。で、ここからわが町は始まっております。

現在は、人口が 1 万 1,594 人、15 歳未満の年少人口が 1,016 人で、65 歳以上の老齢人口が 4,848 人、これ  
41.81 パーセント。これは 3 月号の広報です。ということになっておりまして、これが今日の今の姿であら  
うかと。

それに先立ってですね、この市町村合併。今こそ進めたい、豊かな未来のために、まちづくりと。明日は新  
しい町。これは、総務省自治行政局合併推進課という印刷の文字がございまして。

で、どうして今、合併が必要なのか。これ、地方分権により市町村の役割が重要になってきた。本格的な少  
子高齢化に対処できる市町村が求められています。

3 番目に、公益的な行政需要が増えています。

4 番目、構造改革の推進に対処することが求められています、ということで、そのためには行財政基盤を強  
くしなければ駄目だというようなことと、役場が遠くなりませんか。それは情報技術の発達により、家にいな  
がらにしてオンラインで申請などができるようになり、空間距離は問題とされない社会になっていくでしょう。  
だから、いくではないです。しょう。

それから、住民の声が届きにくくなりませんか。先ほどの情報公開や説明責任を果たす体制が強化されるこ  
とや、双方向機能を持つインターネットの活用等により、新しい形での住民参加も可能となりますと。

サービスが低下しませんか。サービス水準は高い方に、負担は低い方に調整されることが一般的ですと。ま

あ一般的ですので、そうされますということではございません。が、そういうこと。

それから、合併により住民の負担が急激に増えないような法整備も行われてきていますということなど。

それから、さまざまな町の選考された合併の首長さんの資料なんかもこういう形で載ってございまして、これが、国が我々に示した一つの啓発であろうということでございます。

で、17年3月に合併の申請しまして、そのときに県に対して出した書類の黒潮町建設計画というものがございますが、その中ですね、現在のタイトルにもなっておりますが、人が元気、自然な元気、地域が元気、黒潮町と、こういうことでございます。

で、その後ですね、合併を決めた後ですね、こういうことなんですよね。これは佐賀の方の区長会に対して出した資料で、合併協定項目説明会資料ということで。私、19年からこの場で発言をすることを許されて発言してまいりましたが、その合併のときの約束事はちゃんとできていますか、という質問をしました。特に私が注目して発言したのは道の問題でございまして、当時、大方にもですね、馬荷線、湊川線、大井川馬荷線と。で、佐賀の方には中角藤縄線、成又熊野浦線、町道門前線、町道若山線と。これらはいずれもですね、平成23年には完成するという計画でございました。が、一部を除きまだ工事中の分、それから、今年やっと、大井川馬荷の間につきましては工事が始まるということになりました。まあ、ここまで来るのに10年かかったわけでございます。その間にさまざまな事情もあり、困難なこともあったろうと思いますが、これは当初決めた約束を果たすという意味では、いくら苦しくても乗り切らなければならない関門であろうと考えております。そうすることが、全体の町民がですね気持ち上がります。そういうことになってまいります。

で、ぜひですね、その道路につきましては、合併当時の約束事は果たす。そういう姿勢で、今後、向こうの10年へ向かってですね第1年目でございますので、しっかりと着実に歩んでいただきたいということを願っております。

前置きも少し長いわけですけど、大西町長は途中からでございますので、なられて大変ご苦労されたと思います。行政とはかかわりのない所で仕事をされておった方が行政の長になられたわけでございますので、そのご苦労や、私は想像をはるかに超えるものであらうと思うわけです。

就任以来1年のときの町長の発言が新聞の記事に載っておりまして、そのときには、立ち位置の違いというのが分かったというか、立ち位置が違うんだと。それを多分、強く認識されたことかなあというように思われました。私もその前に座って、皆さまとお話させていただくときとことでは、ものすごい見える景色が違います。そのように立ち位置が変わったということは、今まで見えなかったものが見えだしたと。あるいは、見えていたものが、反対に見えなくなる場合もあらうかと、場合によっては。思うわけですが。

その中で、ただでさえ苦しい、その過疎、高齢化の進展が進むわが町において、産業も振るわず低迷する中、突然の震度7、34.4メートル。町長が就任された早い時期に、私は、常に国、県を動かす存在であってほしい。それから、今の仕組みの中では、わが町には金がないことは分かり切った話で、それは財源を求めて国、県に行っていただきたい。制度がなければ作ってもらいたい。国、県に要望していただきたいということでございます。

その地震津波なんかの問題を受けてもですね、仕組みがない所に仕組みを作っていただくことを大変ご苦労されて、国に働き掛け、県に働き掛け、そういったものの仕組みを作っていただきました。その成果は、避難タワーとか避難道路、そういったものに、目の前にすぐ現れております。

そういう中にあっても、この10年集約することによって課題が見えてまいりますので、じゃあ、向こう10年がかけてのその課題解決のために何をなすべきかということで。それは施政方針の中にもございますが、それは29年度の話でございます。

そういったことを踏まえてですね、まず、町長としてどのようにこの10年を集約していただいたのか。  
今まで、先輩議員が大変多く発言されて、だんだん町長の考え方というのはこの場で聞かせていただいておりますが、最後の質問者に対する答弁ということで概要をお聞かせください。

副議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

おはようございます。

それでは通告書に基づきまして、矢野議員の1番のカッコ1、合併後10年をどのように集約しているかについての質問にお答えを致します。

本町は、平成18年3月20日、旧佐賀町および旧大方町の対等合併により誕生致しました。

町政の運営につきましては、合併前に作成を致しました新町建設計画に基づき、人が元気、自然が元気、地域が元気黒潮町を、新町の将来像および基本方針として、

1つ目に、地域資源を生かした産業振興と交流促進プロジェクト。

2つ目に、人づくり未来プロジェクト。

3つ目には、健康、医療、福祉の推進のプロジェクト。

4つ目としまして、地域情報網、道路網整備のプロジェクト。

5つ目に、防災関係プロジェクト。

の、計5つを重点プロジェクトとして、また、主要施策をそれぞれ5つ構えております。

1つ目に、活力ある産業と交流のまちづくり。

2つ目には、思いやりのある健康、医療、福祉のまちづくり。

3つ目としまして、誇りのもてる教育、文化のまちづくり。

4つ目に、自然環境の調和のとれたまちづくり。

5つ目に、ふれあい豊かでみんなが主役のまちづくり。

の5つに、体系化をして取り組んでまいりました。

昨年の3月議会では、東日本大震災の影響によります旧合併特例事業債の延長により、建設計画の5年間の延長につきましてもご説明をさせていただいたところでございます。

なお、建設計画につきましては、旧合併特例事業債の借入要件の一つが建設計画への計上となっている関係で、幅広い事業が掲載をされておまして、建設計画のすべてを実施することを想定しているものではないということ、ご了承をお願いします。

旧合併特例事業債は、事業費への充当率は95パーセント、交付税措置は元利償還金の70パーセントとなっております。本町が活用できます有利債の一つとして、本町は、基金造成に約10億円、普通建設事業に約47億円を起債することができることとなっております。

基金造成事業につきましては、平成18年度に完了しまして建設推進基金として基金化をしていますが、普通建設事業については平成32年度が最終年度となりますので、現在、計画的に実施をしているところでございます。

また、平成18年の合併時と現在では、大きく状況が変化をしております。

地方債の側面から見てみますと、平成22年度より大方地域が過疎地域に指定をされまして、過疎対策事業債の借り入れが可能となりました。

また、平成23年度の東日本大震災の影響により、緊急防災・減災事業債が新設をされました。

これらのことにより、当初、旧合併特例事業債での財源手当を予定をしていました、情報基盤整備事業や庁舎移転事業などを他の地方債に振り替えることができて、その他の事業に交付税措置の高い旧合併特例事業債を充当できることとなりました。

その他の市町村合併をしました団体への財政支援としまして、国からは、市町村合併体制整備費補助金2億1,000万円、特別交付税約5億円、県からは、新しいまちづくり支援交付金4億7,000万円などの交付を受けているところでございます。

また、普通交付税につきましては、団体の人口規模や面積等により増減があり、黒潮町として算定をしますと、旧佐賀町、旧大方町で算定し合計した額よりも下回ることとなります。そのため、合併によるスケールメリットを生かすための経費削減の期間として、合併をした翌年度から10年間は算定替えとして旧町の合算分がそのまま交付されることとなっておりまして、普通交付税と臨時財政対策債を合算した実質的な交付税で見ますと、10年間で約49億円が差額分として交付をされております。

また、歳出で見ますと、市町村合併以降、組織のスリム化に取り組んでまいりました。

その結果、普通会計ベースで、平成18年度決算の人員費は18億3,179万6,000円となっておりますが、平成27年度の決算では14億9,123万2,000円と、3億4,056万4,000円、率にしまして18.6パーセントの削減を達成をしております。

一方、歳出決算規模で見ますと、

平成18年度の普通会計決算額は82億4,006万6,000円。

平成19年度の普通会計決算額は69億6,361万8,000円。

また、平成20年度の普通会計決算額は77億5,371万円と。

合併当初は、70億円から80億円前後でございましたが、近年では防災事業の増加も相まって、平成25年度の普通会計決算額を見ますと、103億2,383万1,000円。

26年度決算でも99億9,843万3,000円。

平成27年度の決算額につきましても92億5,670万1,000円と。

90億円台から100億円台となっております、行政サービスを金額だけで見ますと、合併当初より大幅に手厚くなっていることが分かります。

また、普通会計ベースで見た基金残高も、平成18年度には30億1,655万9,000円でしたが、平成27年度決算では55億2,704万9,000円と、額にしまして25億1,049万円、83.2パーセントの増額となっております。

このように、市町村合併によりまして、組織のスリム化など経費の削減を図りつつも、決算額の大幅な増で分かりますように、行政サービスの拡充も行ってきたところでございます。

また、市町村合併への国や県の財政支援のおかげもございまして、これまで黒潮町の財政状況は悪化するどころか、改善をされてきているという状況でございます。

以上のことから、全体をふかんして見ますと、この市町村合併以降の10年間の行財政運営は、成功しているのではないかと考えているところでございます。

しかしながら、平成28年度より普通交付税の合併算定替から一本算定への移行期間に入ったことによりまして交付税額の縮減が始まっておりまして、また、平成33年度からは旧合併特例事業債も活用できなくなるため、今後は、これまで以上に慎重な行財政運営も行っていく必要があると考えているところでございます。

副議長（小松孝年君）

矢野君。

14 番 (矢野昭三君)

やはり、一生懸命答えてくれましたけど、ちょっとやっぱり物足らんところがございますね。

それはどういうことかいいましたら、この議場というのは、議会、議員がいろんな話をする場でございまして、まあ、井戸端会議や陽だまりの話、そういった、人の出会いの中の何気ない話の延長がこの場であろうと。住民の声を代弁しておる所でございまして、住民は、やっぱり町長の声を聞きたいわけでございます。せっかくの機会でございますので。

今までやった、努力されたということは分かるんですよ。それはそれ。よく頑張ってくれたなあと思ひよりも。

で、要するに、この黒潮町という地方公共団体、住民が主人公でございまして。よく私が職員と話をさせていただく、まあ町長以下でございまして。私に対してはよく説明とか、など詳しくしていただくという分は分かっているんですが、議員活動の中で住民の声を聞きすると、何か住民に対する接遇いいですか、物事の行政運営をしておる上で少し説明不足というか。といいますのは、住民というのは普段、行政用語というのは全く関係のない所で生活しております、その職員はどうしても行政用語が先に出ていくもので、なかなか理解するに考えようと話が前へ前へいってしますので、どうもそのへんの違いがあるがかなあ。大部分の職員は大変よく頑張っていておりますが、そういった声をたまに聞くわけでございます。で、ここらあたりをですね、もう少し丁寧に説明をしていただくと、皆さんの努力がより一層理解していただけるんじゃないかなあ。こんなふう思うわけです。

そこでですね、要は今年の予算執行。今までのことを踏まえて課題も見つけ、じゃあ今年の予算で答えを出すぞと。すべてという意味じゃございませんよ。今年の予算は予算として必要なことをやるぞというときに、これ、やはり執行するのは職員でございまして、町長の命令に従って職員は仕事をするわけでございますが。町長の命令に対して職員は、復命、報告する義務がございまして。それが住民に対する説明と、それがどうであるのか。町長に対して、どれだけの復命がなされておるのか。ここらあたりをですね、今年、また今まで以上に、一歩段を上っていただくようなことになると素晴らしいことになるんじゃないかなあ。

そこで、私、思いますのは、実は、黒潮町のサービスの宣誓に関する条例でございまして。これは何も通告してないので、これを言いなさいということを言うがじゃないですよ。そういう条例がございまして。その中でですね、この宣誓書がございまして。

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、且つ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的且つ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実且つ公正に職務を執行することを固く誓います。あと署名と。これ。署名はね、多分していると思うんですよ、現在も。

今の宣誓のその文言は、多分これ印刷してるんじゃないかなと思うんですが。これはね、やはりこれからの課題として1個お願いしたいと思うのは、やはり書いていただいて、それを強く自覚されて。認識され、自覚され、業務の予算執行、条例執行等に当たっていただけるようにすると、私はこの黒潮町、大変素晴らしい町であると、今以上に言われるようになると思うんです。

というのが、県下的にですね、各自治体の首長さん、議長さんとお会いする機会があってもですね、黒潮町、よいよう頑張ろうのうという声はね、一人、二人じゃないんですよ。たくさんの方からお話しいただいて、私もうれしいし、気持ち良かったわけですね。それは全国行ってもですね、黒潮町、よう頑張ろうのうという話は聞こえてくるわけですね。全国というのは、東京なんか行ったときですね。

町長においては、国会において参考人としてですね、その意見を述べていただいた。そういった努力もされ

ておりますので、ぜひこの補助機関の力量アップ。今年、予算見ても、研修旅費 70 万でしたかね。これが多いか少ないかは私は申しませんが、そういう住民の声をお聞きし、そのお聞きした声を、この場で私なりに発言をさせていただいております。

今年のこの予算執行に向けてですね、施政方針の中にはさまざまな業務書いておりますので、職員の力量を高めて、黒潮町で暮らして良かったねえということを書いていただける町にするためにも、そういったことが必要でないかと思うんですが。

いかがでしょうか。

副議長（小松孝年君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。

職員の力量アップについてのご質問を賜りました。新年度の予算の方にも、研修費として若干計上させていただいてるところです。

ただ、それだけですべて整うかということ、そうはならないと。そのように自分たちも思っております。

何よりですね一番大事なのは、黒潮町が抱える課題が正確に把握できていて、その課題解決のためのベストな手法をしっかりと考え抜いて、そして計画を立てて、それを実行していくと。この流れさえつくってしまえばですね、僕は住民の皆さまにご満足いただける町政ができるのではないかなと思っております。

特に、この黒潮町が抱える課題の設定の所で一番大事なのは、やっぱり住民の皆さんの声です。一体、いかなる所に不便を感じておられるのか、あるいは不満を感じておられるのか。あるいは、どういう町、将来性についてどういう希望をお持ちになっておられるのか。こういったことが非常に重要です。

併せて、すべてを単体で政策を打っていくという余力が、財政的にも体力的にも、体力というのは労力的にも、賄うことがなかなか非現実的のごさいます、包括的に解決できる対策というのも大変重要だと思います。

これまでも本議会を通じまして答弁させていただいてまいりましたが、これまで総合振興計画で管理をしていたものを、総合戦略の方で管理をさせていただくようにさせていただきました。本年度の夏ごろには第 1 回目のアクションプランを提示させていただきたいと思いますが、そこには主要事業を並べて、そして年度ごとの数値目標を入れて、それをしっかりと実行して行って、後年、定量的に評価がいただける。検証ができる。そういった仕組みにしていきたいと思います。

そうなりますと、私も含めてこの執行部というのは、大変厳しい批判にさらされることもございますし、厳しい検証をいただいた上で、厳しいご指摘をいただくことにもなろうかと思っております。ただし、その厳しさをクリアして一歩でも前へ進まない、黒潮町の将来を建設することはできないと思っております。

特に中心に据えております、安心、安全を守るための防災と、そして、それに比するようなさまざまな人口対策。これらは、先日、小永議員の質問で答弁させていただきました、将来世代への責任を自分たちは負わなければならない、そういったお話もさせていただきました。これは、単純に将来世代への責任を負うだけではなくて、例えばさまざまな人口対策、人口維持を図る施策を積み重ねていくことで、現在、町内でご商売をされている方の購買力もしっかりと担保していく。そして、そこで雇用を生んでいただく。あるいは、ご商売、事業の継承を円滑に行っていただく。そういったことで、町の機能低下を最小限に食いとどめる。そういった施策をしっかりと打っていく。そういった中で、例えば、それでもなかなか町内でお生まれになるお子さんの数だけでは足りないというのであれば、外からどんどんどん来ていただいて、お金を使っていただく。あるいは、移住をしていただいて、しっかりと地域の商店でお買い物をしていただく。そうやって現役世代を分



厚くしていくことで、例えば、人口減少によって失われていく地域機能が担保できたり、それをもって高齢者福祉にしっかりと手厚くできたり。こういったことで、人口対策というのはすべての施策の中心に座らなければならぬ、そういった包括的な課題解決のための施策であると思っています。

ただし、これは言うは易し、行うは難しということになっておりまして、いかなる施策をどう積み上げていくのが大変重要でございます。そのためには、自分の能力だけで達成できるわけではなくて、ご指摘いただいておりますように補助機関である、まずはこの職員の皆さんがしっかりと所管業務に就いて、しっかりと考え抜いて、どういう施策を自分の責任を持って積み上げていかなければならぬのか。この計画策定を昨年度から、主に参事室でコントロールしていただきながら着手をしたところです。現在出てきているものだけでも、まだまだ全然足りません。恐らく、この現在持っている施策だけでも6,800の到達も、なかなか難しいと思います。さらにその上をいこうとすると、これまで以上の、思考能力であったり、あるいはさまざまな情報収集による政策の決定であったり、そしてしっかりとした計画を策定して、その実行能力であったり。こういったもののレベルアップを図っていかなければなりません。

そういったことで、数年は少し新しい仕組みに移行しますので少し混乱もあろうかと思いますが、必ずこれ乗り越えて、黒潮町の将来を建設しなければならないと思っています。

さらに、補足をさせていただきますと、これまでの事業計画の策定であるとかアクションプランの策定に至るといふ、初めての取り組みを黒潮町は昨年度からスタート致しました。併せて、予算編成のプロセスも変更させていただいております。つまり、これからさまざまなことをやっていかなければならぬ、事業ボリュームは増えていく、予算も拡大していく。しかしながらその他方では、そのボリュームアップしていく事業、あるいは予算について、厳しい査定を行っていかないと行財政運営が賄えないと。こういうことになっています。つまり、この両輪を両方の機能強化をしていこうとスタートしたのが昨年度でございまして、これから混乱期を経るとは思いますけれども、しっかりと補助機関の皆さんに支えていただいて、黒潮町の新しい将来を建設していくと。そういった思いは、課長級で共有できていると思っています。

さらに、その上でさらなるレベルアップをとということになりますと、自分は一つ思うんですけども、どうしても限られた環境で仕事をしていますと、入ってくる情報が偏ってまいります。従いまして、とにかく住民の皆さんの元にも出なければなりませんし、あるいは、新しい取り組みをされている自治体の方へも、積極的に研修にも行かせていただきたいと思っています。あるいは、総合的な政策。全国で展開される政策を総合的に情報集約ができて、国の機関が持っている情報。これも非常に重要でございまして、そういった所からの情報収集能力、すべての機能をしっかりとアップしていくこと。それが、黒潮町の新しい将来を建設していくことにつながると確信を致しております。

まだまだ新しい取り組みに入りましてまだ時間は若干しかたっていないので、効果はなかなか見えにくいかもしれませんが、必ずこの効果は出てくると確信を致しております。もう少しお時間を頂ければ、しっかりとした、ああ、ほんとに黒潮町は変わりつつあるねと言っただけのように、ご実感をいただけるようになると思っています。

副議長（小松孝年君）

矢野君。

14番（矢野昭三君）

どうもありがとうございました。

力強い答弁をいただきまして、住民も大変、このテレビを見ながら喜んでいると思います。

それではですね2番目のですね、町営住宅についてですね質問致します。

町営住宅の使用料の見直しについて問いますということですが、当町には公営住宅法によるものと、特定優良賃貸住宅ですかね、あの法によるものと2種類あるかと思うんですが。町営については。

その公営住宅法につきましては、まあ大体、法定の使用料でございますので、それは分かります。何となく、あの法を読めば分かるんですよ。

ところが、特工賃といわれる若者住宅がございまして、それもですね、建設してからもうだいぶ古くなりますね。平成12年ごろやったと思うんですが、家賃変わってないです。

変わってないというのは、それがええとか悪いとかいう前にですね、この条例で町長に裁量権を与えております。これはですね、家賃の決定及び変更という部分がございます、物価が変動に伴い家賃を変更する必要があると認めるときと、近傍同種の民間賃貸家賃又は特定公共賃貸住宅の家賃に比較して不相当となったと認めるとき、とございますので、この点についてですね、どのようなお考えに立っているのか。

民間で働いておられる方というのは、諸物価に連れ合せて給料は上がるという保証はございません。一生懸命働いても給料もらえないときもあれば、一生懸命経営しても赤字の場合もございまして、それは個人個人の、まあ言うたら力とか自然現象、そういった世の中の景気、不景気によって変わる分もございまして、不安定な面もございまして。

国民の義務としてはね、納税の義務が規定されております。一生懸命、税金も払わないかん。そのために一生懸命働きゆう。しかし給料も、妙に収入が上がらん。諸物価は上がっておる。そして、公共料金といわれる電気、水道等、それから国保とか介護保険なんかも、世の中の景気に関係なく上がる部分もございまして。それは政策的にいくらか調整はできても、基本的にはこうずっと上がっておりますね。そういったことがありますので。

というのは、拳ノ川というのは不便な所なもので、拳ノ川にあるその若者住宅というのは不便な所でございまして、そこに来るといっては、さまざまな日常の買い物しても不便である。しかし一方、学校のことを考えると子どもがそこにいるということで、地域の学校はまあ運営がしていけると。

そういったようなこともございまして、この点についてですねどのようにお考えなのか。

お尋ねします。

副議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは通告書に基づきまして、矢野議員の2番、町営住宅についてのカッコ1、町営住宅の使用料の見直しについてのご質問にお答え致します。

町内に町営住宅は404戸の住宅がございまして、議員ご指摘のとおり、町営住宅、町営改良住宅、町営特定公共賃貸住宅、町営拳ノ川特定優良賃貸住宅の4種類がございまして。

それぞれの住宅使用料についてのご説明をさせていただきますと、まず、町営住宅は低所得者向けの住宅でありまして、黒潮町営住宅の設置及び管理に関する条例第13条の規定により、入居者から収入の申告に基づき、公営住宅法施行令第2条に定める方法により算出した額を使用料としております。

町営改良住宅は、住宅地区改良法第29条第3項、住宅地区改良法施行令第13条の2、および改良住宅等管理要領第3に規定する算出方法により、算出した額の範囲内において、改良住宅ごとに使用料を定めております。

また、特定公共賃貸住宅は、錦野団地、王迎団地にあります中所得者向けの住宅でありまして、黒潮町営特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例第14条の規定により、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法

律施行規則第 20 条に規定する算出方法により算出された額の範囲内において定められております。

最後に、黒潮町営拳ノ川特定優良賃貸住宅も中所得者向けの住宅でありまして、黒潮町営拳ノ川特定優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例第 2 条、および第 15 条により、使用料を定めております。

このように、町営住宅使用料は、それぞれの条例、施行令および規則により定められておりますが、現在のところ、住宅使用料の見直しについての検討には入っていないところでございます。

以上でございます。

副議長（小松孝年君）

矢野君。

14 番（矢野昭三君）

見直しに入っていないという分野は、かまで縄を切るような話でございしますが。最近の若い人は、かまを言っても知らないかも分かりませんが。

例えばですね、山の木なんかでしたらね、ちょっとここへ資料持ってきたつもりが、どうも置いてきたかなと思うんですが。昭和 39 年にね、1 万 4,000 くらい、1 立米いた、ヒノキ、山手で。で、現在はねそれが 7,000 円くらいまでに、その山の木なんですよ。8 割がこの町は山でございしますが、その山の木がそういうふうにながってきちよう。諸物価というのはね、10 倍になっておるんですよ。

そういったことを考えてみたときに、この世の中の流れ。先ほど言いましたように、民間経済というのはいつもいつも上がったり下がったりがございします。公務員は、大体中ほどをずっとこういっておるんです。で、そのさまざまな項目を調査して給料を算定しておるわけで、それはそれで一つの仕組みだから、それを否定するものではないですが。

町長は、民間で今まで頑張っておられた方。それ以外の方がみんな、学校を出てそのまま公務員の暮らしでございしますので、なかなか現実の生活の厳しさを知ってください言っても難しいかも分かん。で、じゃあ住民の心にどれだけ近づかいうたら、疑似体験みたいなもんがしていただいたら、いくらかは分かるかなと。

そういったことを踏まえてですね、ただ単にしないじゃなしに、さまざまな、これに限らずですよ。ことを、世の中のそういうもの、経済、流れを踏まえた上で検討していただきたいと思うんですが。

いかがですか。

副議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは再質問にお答え致します。

先ほど、ご質問の中でありました、黒潮町拳ノ川特定優良賃貸住宅についてのご質問だったと思うがですけども。やはり物価の変動、この賃貸住宅の条例の中の第 15 条の 2 項のカッコ 1 とカッコ 2 を、先ほど議員の方からご説明もありました。

カッコ 1 が、物価の変動に伴い家賃を変更する必要があると認めるとき、ということですが。この拳ノ川の若者住宅が平成 12 年度に建設をされております。で、ここ 16 年、平成 27 年までの物価の変動とかそういうことにかんしましては、町内ではございませんが、高知市内のデータではございますけれども、ほぼ横ばいの数値となっております。

また、カッコ 2 の、近傍同種の賃貸住宅との比較ですけども。ここにつきましても、先ほど答弁させてもらったように、大方地域の特定公共賃貸住宅、この 2 つの住宅の使用料との関係もございしますので、そことの整合性も加味しながら、家賃の見直し等についてはそこも判断材料とさせていただいて検討を今後していきたい

いとも考えております。

以上でございます。

副議長（小松孝年君）

矢野君。

14 番（矢野昭三君）

検討していただくということで、ありがとうございました。

次にですね、防災対策について質問致します。

その先に、ちょっと文言、字句の訂正をお願いします。

カッコ 1 の 2 行目の中ほどで、土砂埋設とありますが、これ、たい積でございますので、そのように訂正をお願いします。

昨年の 16 号台風による被害発生状況を見ると、河川に土砂たい積、竹などが繁茂して被害が発生している。対策を問いますと。

私も全部見たわけではございませんが、東から西にかけてですね、東というのは主に伊与木川でございます。それから伊田、伊田川というんですかね。それから有井川、それで、そのずっと向こうでは上田の口辺りでも、土砂がたい積してございます。

その竹がですね、町管理の分なのか、県管理の分なのか分からないけれども、何か大変強い竹がございまして、それが流れを阻害しておると。つまり、河川区域の中にそういうものが繁殖、繁茂しておりますと、流れを阻害するわけです。

ただ、昨年場合は、潮の干満。満潮時、それから低気圧の接近があったもので、普段以上に沖からの海水が入り込んできて、結局、その水はけが悪く、どこもここも被害発生ということになったと思うんですが。

ここの、この対策ですね。今後どうするのか。

毎年毎年こういうことでは困りますので、基本的な考え方を示していただきたいと思います。

副議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

それでは通告書に基づきまして、矢野議員 3 番、防災対策についてのカッコ 1、河川の被害対策に関する質問にお答え致します。

近年、自然環境の変化や短期集中的な豪雨等により、河川の増水や浸水被害が多発する傾向にあります。

その要因と考えられるのは、過疎と高齢化、担い手不足等により、未耕作地の増大や管理が行き届いてない森林が多くなり、土地利用の変化もあり、河川に流れ込む土砂も比して多くなっていると推察致します。

また、近年の生活スタイルの進展に伴い、大小河川には従来あまり発生していなかったアシや竹が、また、たい積した土砂が見受けられるようになりました。

このままの状態が続きますと、河川断面を阻害することになり、洪水時において被害が増大する、拡大するなどの原因となります。

このような不安から、たい積土砂につきましては毎年のように各地域から要望として挙がり、県の河川管理者である幡多土木事務所に取り除きのお願いをしてるところでございます。

また、町管理の河川でも、至る所でたい積土砂が河川断面を阻害していたことから、取り除きを行ってきたところでもあります。

本年度は、台風被害も多くあったこともあり、県河川では、佐賀地域の場合でございますけれども、5カ所、

小黒ノ川地区、不破原、市野々川、坂折、馬地等で。そして大方地域でも、先ほど言いました有井川、蛸瀬川、湊川等で、土砂と竹等の除去を行っております。

今後も状況把握に努め、住民の皆さまが安心して生活できるよう、環境づくりに努めていきます。

副議長（小松孝年君）

矢野君。

14 番（矢野昭三君）

はい、分かりました。

それではですねカッコ 2 番のですね、伊与木川右岸集落の浸水対策を問います。

すいません、3 番の防災対策についての質問事項があって、カッコ 1 で、先ほど今西課長に答弁いただきまして、次、その下カッコ 2 の、伊与木川右岸集落の浸水対策を問います、ということでございます。

ここはですね、実は、坂折に河川の境界計画を入れたときに、役場の横しにありますが寺井堰（ぜき）という堰（せき）があるんです。これも、当時、取っ払うという計画でやったはずなんです。その後、潮止堰（しおどめぜき）になってるといような話があってですね。すぐ駅前にマイナス 30 メートルの、水道用の井戸を掘り込んでます。で、それをなくすると、どうも潮が入るか分からんねという話もあつたりして、まあそのほかにも理由があつたと思うんですが、全く触ってございません。私が現場で測ってみると、1 メーター 50 ぐらいな高低差がございます。それを仮に取っ払ったら、あそこにある馬地という集落がございまして、16 号台風のときにはですね、県管理の堤防を越えました。あの馬地の谷側の堤防越えまして、もう少し出れば、多分、床下は来ておつたであろうという状況でございます。で、町管理河川もございまして、その分ももう少しで越えるという所まで来ておりました。

これはですね、今直ちにどうということとはできないということはあるんですが、この寺井堰（ぜき）ははじめ上流にずっとあるのは、すべて農業用の堰（せき）でございます。これをどんなふうにするのか。

私は、徐々に、そういった部分的にでも、少しずつでも計画を入れて改善していくべきやないかと思っております。

いかがです。

副議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

それでは通告に基づきまして、防災対策についてのカッコ 2 に関する質問にお答え致します。

昨年の 9 月 20 日の台風 16 号では、伊与木川下流観測所、上分にあります。日雨量 282 ミリ、最大時間雨量 78 ミリを記録をしております。この記録は 10 年に一度、いわゆる 10 年確率の豪雨であり、町内の至る所で堤防からの越水と内水がはけない状態となり、家屋への浸水はもとより農地等への冠水も発生し、近年まれに見る被害をもたらしました。

議員の指摘にありました、馬地地区、あるいは坂折地区の集落では、ちょうど降水時に満潮と重なったことから伊与木川の水位が上昇し、佐賀支所前の役場下の観測点では、はんらん危険水位の 2.9 メートルを越す 2.97 メートルを記録するなど、この付近も堤防を兼ねた町道まであと少しという、大変危険な状態でありました。

住民からの聞き取り調査では、内水もはけない状態で、馬地地区の小馬地川からの水も溢れ、家屋に侵入していたと伺っています。

また、痕跡を調べると、至る所に流木や石がたい積をしていました。

このような被害は、近年の雨の降り方や土地利用の変化によりますます多くなり、その対策が必要であると

考えております。

1 つには、適切な河川の維持管理であり、そして流域の森林整備や農地保全、湧水地の確保など、土地利用の在り方も考えることが必要だと考えます。

さらには、防災教育による正しい災害の知識とメカニズムを学習し、防災意識を高めることも必要だと考えます。このことが、早めの避難行動や家屋の前に土のうを準備するなど、不測の事態に備える事前防衛にもなるかと考えます。

今後においては、迅速で正確な情報提供に心掛け、河川の適切な維持ができるよう、河川管理者への要望活動を強めていきます。

なお、寺井堰（ぜき）の問題につきましては、農業振興課長の方から答弁させていただきます。

副議長（小松孝年君）

農業振興課長。

農業振興課長（宮地丈夫君）

それではご質問にお答えさせていただきます。

今のご質問にあります寺井頭首工につきましては、昭和 37 年に完成しております。現在 55 年が経過しておりますが、全長が 103 メートルあります。

この頭首工でございますが、どのような、今、管理といいますか、やっておるかといいますと、すべて農業施設としての利活用につきまして、現在、問題がなく利活用が水利権者等にできていると思っておるところでございます。

今回の洪水にですねどのような影響が出ているかということにつきましては、詳しく調査等して見なければ分からないということではございますが、先ほど建設課長が答弁させていただきましたように、伊与木川河口にあるですね汽水域ということもありまして、潮位の影響を受けるということでございます。満潮時と洪水が重なることにより、全体的に水位が上がったものと考えられております。

この頭首工のですね下流にあります土砂のたい積、これがまた影響していると考えられますので、このしゅんせつ等もしていただいた後にですね、状況を見ていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

副議長（小松孝年君）

矢野君。

14 番（矢野昭三君）

それではですね、カッコの 3 番へ移ります。

伊与木川左岸集落の浸水対策に排水ポンプなどを設置すべきと考えますが、過去の計画を踏まえ取り組みを問います。

これは、昨年 16 号台風のときも大変水が出ました。で、同僚議員からもあったように、暗渠（あんきょ）が詰まっておったということもございます。

が、問題は、ちょうど満潮時、それから低気圧のときは海面がぐーっと上がってまいります。何メートル上がるかは分からないけれど。それと、佐賀はちょうど鹿島の所で、港湾、漁港の所の堤防がですね不十分なために波が打ち寄せてまいります。で、平常時でも満潮時にはですね、漁港の排水溝から波が入り込んで、ずーっと中の方まで入ってまいります。で、今年の 16 号は運悪く、それが重なったためにですね、大変危ない所まで水が上がったわけでございます。

これは個人の財産がですね水に漬かりますと大変なことございまして、また新しく買わないかん。一生懸

命働いてもなかなか暮らしが楽にならない原因はそういったところにもございますので、その対策をですね速やかに講じていただきたいと思いますが。

どうですか。

副議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

それでは通告所に基づきまして、防災対策についてのカッコ3に関する質問にお答え致します。

この案件につきましては、過去、旧佐賀町時代に、都市下水事業などを活用し、雨水処理を併せて行う計画をしていましたが、工事に起因した被害も発生したことや、巨額の経費と費用対効果の観点から中止になった経過がございます。

直近では、漁業集落環境整備事業で、排水路および排水機場の計画がありましたが、先ほども言いました経費と費用対効果の側面から、計画を断念しております。

先の台風16号では、先ほども答弁していきましたが、伊与木川の水位が満潮時間とも重なり、町の中にたまった内水がはけず、土地の低い所や排水路が交わる所、至る所で冠水が起り、避難行動にも支障が生じておりました。幸いにも、排水ポンプを使った消防団による懸命の活動により、事なきを得た状態でありました。

議員から質問のありました、排水ポンプ、雨水対策につきましては、現時点では考えておりませんが、機動性のある排水ポンプ等に変更するなど、検討を行っていきたいと考えております。

副議長（小松孝年君）

矢野君。

14番（矢野昭三君）

まあ、検討するというところでございますが。

政治とか行政とかいうのは、まあ政治はですね、やっぱり町民に対して夢や希望を与えるものでなくてはならないと思っております。その夢を具現化するために、行政がですね頑張ってくださいと。住民はそれにしてくださいのためにですね、一生懸命税金払いゆう。これが一番の原点でございます。

で、町民は、住民は、直接選挙で町長を選んでおる。議員を選んでおる。この場での質問に対する答弁をいただいたことが、住民にとってですね大変な力になるところもありましようし、これは困ったのう、難儀なのう、ということになる場合もあるやも分かりません。

ぜひですね、そのへんのことを重々認識されてですね、これからも検討するという分についてはですね頑張って取り組んでいただきたいと思っております。

それではですね、4番のですね、亡所から避難するため、高規格幹線道路に佐賀北部地域と佐賀との間で利用できる一般道路を結ぶ出入口の設置について問いますと。

これ、亡所というのは、黒潮町、どこもここもいっぱいございまして、34メートルの津波が来た場合の亡所というのは大変多いわけでございます。

ここ、入野の方もですね大変多くて、これ、どうやって逃げるかということが大きな課題でございまして。それは皆さん、いろいろと策を考えていただいて取り組んでおりますが。

ここに言う佐賀の方もですね、大体2,000人ぐらいいるんじゃないかなと思ってるんですが。そのうちで300人は、その伊与喜小学校の方へ。あこは1次避難場所として指定されておるということですが。

拳ノ川の方の学校関係については、4,500人でしょうかね。まあ、入り切りません。

それは受け皿の問題だから、これからまた計画を練って対応していただくほかないわけでございます。

今、私がお聞きしたいのは、特に自動車専用道路、拳ノ川佐賀間もできる見通しが立ったもので。

佐賀の方がですね、あるいは入野の方がですね、地震津波、いつ起こるか分からないもので、そこを通過するとき地震津波が来ると、安全な所へ逃げないといけない。誰がその目に遭うか分からない。道は誰でも通るもの、自由に。ということになっておまして。

これを何とか、佐賀から拳ノ川の避難場所、拳ノ川にある2次、防災の拠点が、支所ができますので、そういった所へも連絡をしやすいようにですね、これ何とか見通しが立てれるようなご返事を、答弁をいただきたいわけですが。

いかがですか。

副議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

それでは通告書に基づきまして、3番のカッコ4、高規格道路を結ぶ連絡道に関する質問にお答え致します。

現在、承知のとおり、拳ノ川から佐賀方面に通じる高規格道路、窪川佐賀道路につきましては既に事業化され、用地買収も順調に行われ、一部の区間では工事も開始されております。

この高規格道路と一般道路を結ぶアクセスの件は、これまでも地域の皆さまより、フルインターの設置をはじめ、現在は連絡道という形で要望が出されている案件でございます。

町と致しましても、これらを踏まえ、国土交通省に要望活動を積極的に行ってきた経過がございます。

国交省の考えとしては、窪川佐賀道路、佐賀校区については、ほぼ全線にわたって地形が急峻（きゅうしゅん）、かつ、現国道との高低差がありアクセス困難なことから、フルのインターチェンジの設置計画はないとしています。

また、今年度に、地域の要望を踏まえた連絡道については、県議会企画産業建設委員会、および県幡多土木事務所に対して、ハーフインター整備と連絡道の要望を行ってきたところでございます。

その要望に対して、高知県道路課から、佐賀北部地域へのハーフインターの設置の実現性等の検討を行う、との回答をいただいているところでございます。

町としましても、今後も粘り強く要望活動を行うとともに、緊急時や地震、災害など、輸送道路の実現の可能性を探るため、高知県や関係機関と協議を行っていきたいと考えております。

副議長（小松孝年君）

矢野君。

14番（矢野昭三君）

くどいようでございますが、津波による犠牲者を一人も出さない町をつくるという大義の前にある問題でございますので、そのとき、誰がどこにおるか、全く分かりません。

そういったことを踏まえてですね、力強い町長の声を聞かせていただきたいわけですが。課長の言ったことは分かりました。

町長、政治家でございます。一言ですね、町民に向かって、このテレビに映ってますので、力強い答弁をいただきましたら私はもう質問を終わりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

副議長（小松孝年君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。



まず、総工費の関係から、町で設置するのは、もう明らかに答弁をさせていただきますと、不可能でございます。

そうなりますと、残りは国か県にということになります。国の方からは、もう正式に回答をいただいている段階でして、もう県ということになろうかと思いますが。

これは課長答弁同様、私どもが建設の主体者ではございませんので、どうしても、やりますやりませんという答弁は自分の管轄外のことになりますので、要望させていただくと。このような答弁になります。

副議長（小松孝年君）

矢野君。

14 番（矢野昭三君）

どうもありがとうございました。

何か、ちょっと2年ぶりになりますと時間配分がうまくいかず、ちょっとしどろもどろした面もございすが、どうもありがとうございました。

質問を終わります。

副議長（小松孝年君）

これで矢野君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

この際、10時30分まで休憩します。

休 憩 10時 15分

再 開 10時 30分

議長（矢野昭三君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議長を交代しました。

引き続き会議を進めます。

日程第2、議案第80号、黒潮町個人情報保護条例等の一部を改正する条例についてから、議案第111号、黒潮町和紙工房施設に係る指定管理者の指定についてまでを一括議題とします。

各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務教育常任委員長、山崎正男君。

総務教育常任委員長（山崎正男君）

それでは、先に総務教育常任委員会に付託されました案件につきましてご報告致します。

本委員会に付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則76条の規定により報告をします。

審査の日時でございますが、平成29年3月14日の9時から17時5分までと、平成29年3月15日の9時から18時まで、審査を致しました。

出席議員は、山崎、森、坂本、澳本、小永、浅野の6名でございます。

最初に、皆さまのお手元にあるように事件番号と結果だけ、先にご報告しておきます。

議案第80号、黒潮町個人情報保護条例等の一部を改正する条例について。

本委員会では審査の結果、可決多数でございます。

議案第81号、黒潮町移住者支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

審査の結果、可決。全会一致でございます。

議案第 82 号、黒潮町ふるさと納税基金条例の制定について。

審査の結果、可決。全会一致でございます。

議案第 83 号、黒潮町税条例等の一部を改正する条例について。

審査の結果、可決。全会一致です。

議案第 88 号、黒潮町和紙工房施設の設置及び管理に関する条例の制定について。

審査の結果、可決。全会一致でございます。

次に、議案第 89 号、平成 28 年度黒潮町一般会計補正予算についてでございますが。

審査の結果、可決。全会一致でございます。

90 号、平成 28 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算について。

審査の結果、可決。全会一致でございます。

91 号、平成 28 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算について。

審査の結果、可決。全会一致でございます。

97 号、平成 29 年度黒潮町一般会計予算について。

審査の結果、可決でございます。全会一致でございます。

99 号、平成 29 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算について

審査の結果、可決でございます。全会一致でございます。

100 号、平成 29 年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算について。

審査の結果、可決。全会一致でございます。

108 号、平成 29 年度黒潮町情報センター事業特別会計予算について。

審査の結果、可決。多数でございます。

111 号、黒潮町和紙工房施設に係る指定管理者の指定について。

審査の結果、可決。全会一致でございます。

以上が、審査の結果でございます。

それで、私、委員長の方から、この内容について特定のものを引っ張り出して説明致します。

まず 80 号ですが、黒潮町個人情報保護条例等の一部を改正する条例についてでございますが。

この本案の中身については、執行部の方からも何回も説明もありますが、私なりに少しまとめて報告致します。

本条例は、黒潮町個人情報保護条例の一部改正と、黒潮町個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正と、黒潮町情報公開条例の一部改正の、3 つの条例の内容を改正するものです。個人情報保護の内容をより詳しく改正するものだと考えます。

目的外利用の中止や停止、消去や提供の停止ができることや、個人情報を、氏名、生年月日、その他の記述（文書、図画、もしくは電子的記録）に記載された一切の事項という。により、特定の個人を識別できることについて内容を広げたことでございます。

また、要配慮個人情報として、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪による害を被った事実、その他本人に対する不当な差別、偏見、その他の不利益が生じないように、その取り扱いに特に配慮を要するものとして規則と定めるよう、記述等が含まれる個人情報を加えたものです。

開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により、開示情報請求者以外の特定の個人を識別できるもの、もしくは、個人識別符号が含まれるものを加え、また、開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の権利、

利益を害する恐れがあるもの、の文言を加えたものです。

そして、特定の個人を識別できる記述等や、個人別符号部分を除くことにより、開示しても開示請求者以外の権利、利益が害される恐れがないと認められるときは、情報に含まれないと見なして規定を適用することになっています。

この条例は、平成 29 年 5 月 30 日から施行されます。

続きまして、議案第 81 号、黒潮町移住者支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

本改正は、移住者住宅をもっと利用しやすくするために改正するもので、第 3 条の文言を削ることにより、今まで駄目であった単身者でも入居も可能にしたものでございます。

また、4 号の追加で町長が適当なものと認めれば、今まで、連帯保証人 2 人のうち 1 人は町内の在住の方のものでしたけれど、必要でしたけれど、これを連帯保証人 2 人の連署で文書で提出できるようにしたものです。以前の、2 人のうち 1 人が町内在住の保証人になっていたので、町内在住の保証人を移住者の方が探すのが大変だったようでございまして、こういう困難を取り除き、これを解消したものでございます。

82 号でございます。黒潮町ふるさと納税基金条例の制定についてでございます。

本条例は、寄付金の適正管理を行い、未来への施策や寄付者の意向を反映した施策に効果的に活用するために設置するものです。

ふるさと納税の金は、すべて予算に計上し基金に積立をするもので、歳出は予算の上で歳出するもので、返礼品や委託での支出は予算で処理し、不足が出れば基金の取り崩しも行うというものです。

委員の中で、寄付金に対する質問もございました。すべてはよう申しませんけれど。

金融機関預金以外に確実な有利な方法とは何かという質問もございまして、まあ金融機関以外では、国債とか有価証券等のことを考えております、ということです。

次に、取り崩しはどう使うのかということの質問でございましたが。公債費の償還にも充てて処分できることとしていますが、寄付者の指定、自然環境、漁業振興等に沿った利用をしていきます、ということです。

なお、皆さんの意見の中で、寄付者の意向や目的に沿った利用が本当にされているのか不安だ、という意見もございました。

ふるさと納税の使い方は、寄付金をまず基金に積み立てて、寄付者の目的に合うよう使う、とのことでございます。寄付の際に、6 つの項目で寄付者が希望を選択できるようなっているのです、豊かな自然環境とか、水産業とか、農業とか、教育とか、災害に強いまちづくりとか、その他、町政全般にという項目があるようです。それで選んで、寄付者が納税してくれということです。

希望の金額ごとに取り崩しをして、一般財源として利用して返礼する際に、町として礼状の中で寄付目的に使われた事業等を記入し、返事をしていくとのことでございます。

その他の意見では、納税に比べ、その支出が多過ぎるのではないかという意見もございました。

83 号でございます。黒潮町税条例等の一部を改正する条例についてでございます。

本条例の件は、中身が黒潮町税条例の一部改正と、黒潮町税条例の一部を改正する条例の一部改正という、2 つの条例の改正でございます。それぞれ、条文や附則の文言の追加や適用年度の改正であります。

改正内容の主な点はですね、もう既に課長からも説明もありましたけど、なお。消費税の税率の 10 パーセントの引き上げ時期が平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 10 月 1 日に変更されたことにより、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本改正を図るためのもので、地方税法および地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律、および地方税施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令が平成 28 年 11 月 28

日に交付され、いずれも交付の日から施行されました。

また、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律が平成 28 年 6 月 7 日に交付され、交付の日から起算して 1 年を超えない範囲において、政令で定める日から施行されることにより、黒潮町税条例等の一部を改正するものです。

内容につきましては、主立った点は、個人住民税における住宅ローン控除制度適用期限を 2 年間延長するもの、軽自動車税のグリーン化特例の 1 年延長に係る規定の整備をするもの、軽自動車税の環境性能割の導入時期が平成 29 年度から平成 32 年度に変更になったことに伴い規定を整備するもの。また、法人税割の税率引き下げを 100 分の 10.4 から 100 分の 6.7 に引き下げ、および軽自動車税の環境割の導入時期が変更となったことに伴い、施行期日は平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 10 月 1 日に変更する条例改正です。

また、町民税に関する経過措置を規定しておりまして、法人税割の税率引き下げ時期が変更になったことに伴い規定を整備するもの。それから、軽自動車税の環境性能割の導入時期が変更となったことに伴い、軽自動車税のグリーン化特例の 1 年延長に係る経過措置を新設するもの。もう 1 件、軽自動車税の環境性能割の導入時期が平成 29 年度から平成 32 年度に変更になったことに伴い、適用年度を変更するものでございます。

最後に、附則では施行期日を定めており、それぞれ法の施行期日に合わせたものとなっております。

次に、88 号、黒潮町和紙工房施設の設置及び管理に関する条例の制定について。

本条例は、設置目的のとおり、伝統産業の楮（こうぞ）を使用し良質の和紙の原料を生産加工し、地域の雇用と所得向上を図り、集落活動センター・佐賀北部の活動施設として交流人口の拡大と活性化を図るため、和紙工房施設を設置するというものです。

この施設は、黒潮町佐賀橋川 157 番地に和紙工房施設を置き、指定管理者に維持管理と有効利用を図らせるものでございます。

使用料については、免除規定も設けておりまして、町は今後、免除の方向で考えていくとのことでありました。

この建物は木造平屋建てで、作業所とトイレ、手洗い、その他、かまどと 2 連の水槽が設置されているとのこと。

また、よそからおいでになられる参加者や来客の方には、これらの利用について 1 泊 2 万円で佐賀温泉とセットで活用してもらって、交流人口も考えていくというようなことでございます。

利用人数はどれだけのものかという質問もありましたが、この楮（こうぞ）の作業工程の中で、作業内容によって人数は変わるということでございます。

また、集落活動センターと北部活性化協議会との組織の在り方の質問もありましたが、ここは拳ノ川校区 8 地区と鈴を合わせた 9 集落の方たちが中心になって、非営利で作業を行っているものでございます。

89 号、平成 28 年度黒潮町一般会計補正予算について。本委員会に関係する歳入と歳出について報告致します。この補正予算についてはほとんどが減額補正でございまして、特段申し上げる所も少ないわけです。

歳入の方では、民生使用料の中の住民福祉使用料で、保育所の途中入所の増加などがあり、増額予算となっております。

歳出の方でも、この保育所の関係では、保育士が現在、確保に苦慮をしているという執行部のお話がありました。現在、佐賀で 65 人、くじらで 65 人、中央で 123 人、南部で 14 人、267 人の体制でやっておるようでございます。

3 月 7 日現在の保育士は 35 人で、64 人のパートで対応しているという実態があります。

続いて、教育の関係ですが。文化振興費の中で、黒潮町史編さん委員会がありまして、委員は 11 人、それか

ら部会が8人の中でやっておりますが、今年度中にもうできる予定でございまして、約900冊を作成する予定でございます。その実績に伴う減でありました。

それから、既にお話もありましたけれど、10款で学校給食費の中で、昨年の野菜の高騰のために賄材料費を298万3,000円増額したということでございます。

続きまして、90号、平成28年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算について。

この特別会計のこの人数等でございますが、実績では、高校生、大学生、それぞれ人数が、6人、10人、合計で16人。

それから、金額では144万円。大学が360万円、合計で504万円。

それからもう一つ、継続分でやられてる場合があります、人数が、高校で12人、大学が26人、合計で33人。

金額が、高校が140万円、それから大学が996万円、合計で1,136万円。

年間の人数では、高校生が12人、大学生が37人、合計で49人。

総額の貸付金は1,640万円ということになっております。

以上です。

91号、平成28年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についてでございます。

歳入予算、補正額は給与等振替収入で、総額が15億264万1,000円でございます。

この補正予算の中で主立ったものは、高校生の津波サミット等に職員時間外勤務手当が570万7,000円の増加であります。

ほかの予算は、ほとんど実績見込みで減になっております。

97号、平成29年度黒潮町一般会計予算について申し上げます。

これも、歳入歳出、歳入のうちの総務教育常任委員会に係る分等でございます。

歳出ですが、まず、2款の一般管理費の中で、ふるさと納税寄附金謝礼金が1億4,500万円でございます。

ふるさと納税寄附金業務代行委託が2,800万円でございます。

その他、気になる所は、22款の財政管理費の中で、25の積立金、防災対策加速化基金4億3,464万3,000円、企画費で定住促進住宅設計施工管理委託1,000万円等が計上されております。

町長の方からも、かなり力を入れた内容の部分は全部説明されておりますけれども、なお、私なりにピックアップしたところで拾っていきます。

15節の定住促進住宅整備工事が8,000万円。これは、800万円掛ける10軒分でございます。

それから、集落活動センター整備工事が3,240万円。これは、かきせの宿泊地の改修ということでございます。

それから、2款のうちのふるさと創生事業で707万9,000円計上しておりますが、これは海外派遣関係で、ホームステイ協力者等に30万円。

それから、これは今年からというか、個人負担金が4万円で、29年度は8月15日から25日を予定されて、中学生が14人、引率者が4人を計画されています。

また、ニュージーランドからの入国予定者は、9月の27日から10月の5か6日ぐらいにおいでるようございます。相手方の生徒は9人か11人で、引率が3人、それから保護者が2人の予定で来られるようございます。

13委託料の510万円は、海外派遣事業の委託料でございます。

2款の、2の1の11のうちの15の工事請負費でございますが、水道中央監視装置整備、光伝送路整備工事と

いうのがありまして2,046万2,000円を計上しておりますが、これは水道と本庁を結ぶもので、新庁舎への移転のための設置する費用のようでございます。

それから、防災拠点および観光拠点向け公共Wi-Fi導入工事というのがありまして、1,550万円計上しております。総務省の防災拠点づくりで21カ所を活用できるようにするという事です。

続いて、国土調査でございますが、1億1,883万円を計上して、委託料で9,297万8,000円を川奥と伊田で実施するように予算計上されております。

川奥は1.9平方キロメートルで1,012筆ございまして、森林組合の方でやられるようです。

伊田は0.26平方キロメートルで1,208筆を、今後、入札で業者を決めるようでございます。

それから、3款でございますが。

3款3項4目、児童福祉施設建設費でございますが、これは昨年に比べて4億2,329万8,000円少なくなっておりますが、これは佐賀保育所の繰越費で、平成30年4月4日になれば入園予定とのことでございます。

園児75名の予定で、床暖房の質問もありましたが、4から5歳の部屋はないような感じでございます。

消防費でございますが。

9款の1項3目、消防施設費でございます。15の工事請負費、防火水槽設置工事は1,400万円、それから、拳ノ川と田野浦に設置するもので700万円の、2個ということでございます。

それから、9款の1項4目、防火費でございますが、備品購入費で4,265万1,000円を、鈴のテント65万1,000円と合わせて避難所環境整備事業で、トイレとか倉庫にマニュアル作成備品として42カ所、100万円で4,200万円を計上しております。先ほどの65万1,000円も合わせれば、4,265万1,000円でございます。

19節においては、家具の転倒防止のほかに、木造住宅耐震改修工事に1億3,200万円を計上して、これが120件分でございます。

木造住宅耐震改修設計費補助金4,500万円、これは150件を予定しております。

ブロック塀対策補助金で450万円、これは15件の計上でございます。

それから、防火拠点建築物事業補助金として2,339万6,000円をユートピアカントリーの改修に充てております。

教育費でございますが。

10款の1項2目でございますが、外国語の指導助手、ALTの学校助手として2名を計上されて、790万8,000円でございます。それに、国際交流員CIR、英会話とか、その協力とか、海外の支援業務とかに与えるもので、1名でございますが、251万2,000円を計上しております。

学校の関係では、10款の2項1目で小学校の学校管理費ですが、15で非構造部材耐震工事、拳ノ川小学校ガラス飛散防止フィルムを2,150万円で計上しております。

10款2項2目の教育振興費ですが、7の賃金で学校支援派遣事業を組み、各校へ1名ずつ派遣するように1,518万3,000円を計上しております。

もう一つ、プラス1支援事業というのがありまして、これも379万8,000円で加配に2名分を充てるようにしております。

10の3項2目で中学校費の教育振興費ですが、7の賃金、学校支援員派遣事業、各学校へ1名派遣、379万6,000円。小学校と同じように、プラス1支援事業に180万7,000円を加配として1名計上しております。

それから、10款の5項1目でございます保健体育総務費でございますが、はだしマラソン関係で13で委託料、募集の集計委託料として28万8,000円計上しております。

この中で、昨年までは2,000人を超えるような大規模なことで対応したようですけど、なかなか大変だと

ということで、今年はず1,500人規模に縮小し、インターネット募集とか集金名簿、電子記録等の効率を上げてみたいということでもあります。

それから、教育費の5項2目、学校給食費でございますが、賄材料費を4,230万6,000円計上しております。

この賄材料費で人数ですが、給食の人数でございますが、佐賀の方が283人と職員が81人で、計364人分。大方が374人と職員が79人で、453人分。合計で、職員もすべて合わせて817人分を予定しております。

また、単価については、小学校が260円、中学校が290円で計算されております。

その他、この予算について第2表で債務負担行為が計上されており、黒潮町学校給食センター調理等業務委託で、期間が30年度で、限度額が3,822万2,000円ということになっております。

第3表の地方債では、総務関係が4件、教育関係が2件計上されております。

99号でございます。29年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算について。

この宮川奨学資金の関係の人数と金額を申し上げます。

新規貸付予算の、高校は5人で120万円、大学は15人で540万円、合計20人で660万円。

それから継続分として、高校が12人288万円、大学が21人744万円、合計で33人1,032万円。

総数でいきますと、高校が17名、大学が36名、計53名。

それから金額が、貸付額、高校が408万円、大学が1,284万円、計1,692万円の予定になっております。

続きまして、歳入でございますが。

歳入の貸付金の戻入がありまして、貸付金の繰り入れ、現年度が2,006万7,000円でございます。

貸付金の繰り入れ、滞納繰越金が74万1,000円。

29年度の貸付残高が、2月末現在で1億3,617万6,800円ということです。

また、基金は1,511万3,411円、滞納が350万800円ということになっております。

続きまして、100号でございます。平成29年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算について。

本予算は、総額が15億3,862万2,000円で、年金制度の一元化で標準制度の額が下がったことで、共済費が0.3パーセント下がったというものです。

108号、平成29年度黒潮町情報センター事業特別会計予算についてでございます。

本予算は、歳入歳出2億8,163万7,000円でございます。

一般管理費として1,295万9,000円、歳出で。

それから、財産管理費として保守料として2,440万円。これは、NTTのビジネスソリューションズと契約をするというものでございます。

13の委託料の中で2,740万円は、光ネットの運用保守委託ということなんです。

2款の1項2目の情報サービス提供事業で役務費でございますが、IPS業務通信運搬費に3,600万円計上しております。これは、インタープロバイザーが年内に高知情報計算センターに入れ替わるというものでございまして、ここのセンターの方が同額でもサービスが良いことが理由のようでございます。

あとは、償還費の元金が1億4,062万3,000円、利子が709万8,000円ということになっております。

続きまして、111号、黒潮町和紙工房施設に係る指定管理者の指定についてでございます。

指定管理者に管理を行わせる施設は、黒潮町佐賀橋川157番地、名称は黒潮町和紙工房施設。指定管理者に指定する団体は、黒潮町拳ノ川46番地、黒潮町佐賀北部活性化推進協議会会長、大石正幸です。

指定する期間は、平成29年9月1日から平成34年3月31日までの5年間です。

平成28年度高知県集落活動センター推進事業の補助金を受けましてできた施設で、運営主体は佐賀北部活性化推進協議会として、拳ノ川校区8集落と鈴集落を合わせて9集落で対応し、公募によらない指定管理者とす

るものでございます。

特に質問はありませんでした。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

これで、総務教育常任委員長の報告を終わります。

これから、総務教育常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

宮川君。

6番（宮川徳光君）

委員長報告をいただきましたけども、私としてはですね、考え方が間違ってるのかもしれませんが。

委員長報告というものはですね、私は総務の方には付託、入っておりませんので、その産建、総務でない議員にですね、議案に対する賛否の判断材料を示すものだと思っておるのですが。非常に提案理由の説明とか内容について詳しく説明していただいて、それはそれなりにありがたいのですが、賛成に至った経緯ですね。

例えば、全会一致であれば特段問題なかったというふうに見て取れるのか想像するわけですが、多数というのが2件ございます。ということは、私から見ると反対意見があったというふうにとれるわけですが。

このことについて、反対意見は私どもは賛否するにはすごい重要なことだと思いますので、その反対意見の方は必ず。反対意見ありますか、そういった案件については、賛成意見、反対意見の概要をお示しいただいたら、私はすごい判断しやすいかなというふうに感じますが。

ということで、多数の2件についてですね、ちょっと説明いただけたらありがたいのですが。

議長（矢野昭三君）

総務教育常任委員長。

総務教育常任委員長（山崎正男君）

この、今ご質問にあった件はですね、我々、総務常任委員会では、まず執行部の方の説明を受けて、それに対していろいろ、意見を出して質問したり、分からないところを聞くというスタンスでいっております。

それから、その今言う反対される方の意見ということでございますが。特段、その議論の中では反対するような意見には取れません。

で、最終的に、審査、審議して、結論を出すときに、意思表示の中で反対という形になっておると考えております。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

反対意見が、特段重要か、重要でないかというのをですね、委員長が判断されることではないと思います。それはそのまま、こういう意見がありましたということで挙げていただかないと、私どもは判断しづらいので挙げていただきたいということでございますので。

今、頭の中にあるようでしたら、述べてください。

議長（矢野昭三君）

総務教育常任委員長。

総務教育常任委員長（山崎正男君）

先ほども申しましたように、全員で協議する中では、私はこれについては反対だと。こういうところが反対



だ、というような考えは出てきませんでした。

議長（矢野昭三君）

ほか、質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、総務教育常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設厚生常任委員長、池内弘道君。

産業建設厚生常任委員長（池内弘道君）

それでは、産業建設厚生常任委員会における委員長報告を行います。

本常任委員会に付託された議案は21件です。

3月14日、午前9時から午後5時まで、および3月15日、午前9時から午後3時5分までの間、委員全員出席の下、町長および各担当課長出席の下、説明を受けました。

本会議で説明を受けたものや、深く議論にならなかったものを除き報告致します。

お手元にあります報告書のとおり、審査の結果、すべての議案を可決致しました。

まず、議案第84号、黒潮町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、本会議で説明があったとおり、介護保険施行規則の改正に合わせるための条例改正で、特に議論にはなりません。

次に、議案第85号、黒潮町農林業地域改善対策事業菌茸生産共同施設の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例につきましても、管理を新たな契約から指定管理にするものでございました。の説明がありました。

委員長からは、本施設は設備投資が必要になるのではないかと質疑がありましたが、執行部の方からは、冷房機器の修繕や備品購入など、国への補助申請を行って設備していくと説明を受けております。

次に、議案第86号、黒潮町道路、附属物占用及び徴収条例の一部を改正する条例につきましても、本会議で説明がございました道路法の施行令の改正に伴う条例改正でございましたので、特に深い議論にはなりません。

次に、議案第87号、黒潮町水道事業の給水に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

本会議で説明があったとおり、将来の企業債の負担を考慮して、体力があるうちに経営の適正化を図るため、平成30年度4月から水道料金を値上げする改定の説明を受けました。

質疑の中で、水資源を守るために、また、安全、安心な水を届けるために値上げは必要と意見が出され、先ほど報告もしましたが、採決の結果、賛成多数で可決致しました。

続いて、議案第89号、平成28年度黒潮町一般会計補正予算についてでございます。

これにつきましては、実績減、入札減、精査、国の補助金の配分減など、見込み減などの収支の調整や事業を次年度に繰り越したものが主な内容になっております。

2款のふるさと納税の寄付金につきましては、説明がございましたように、28年度は1億8,000万程度の見込みになると説明を受けております。

また、ページ40ページにあります3款の民生費につきましては、社会福祉総務費で、あったかふれあいセンターよりあいの建設費が組まれております。

委員の方からは、地域の意見を聞く必要があると質問が出され、執行部の方からは、錦野地区で説明会を開いてから意見を聞いた後、工事を始めたいとの説明を受けております。

4 款衛生費、5 款労働費、6 款農林水産業費、7 款商工費におきましては、本議会の説明にあったとおりで、特に議論にはなりませんでした。

8 款土木費、ページ 57 ページにあります、がけ崩れ対策が減額補正になっているということで、工事の進捗はしているかと委員から質問が出ておりますが、県の方も予算が厳しいという状況ですので考慮していただきたいと説明を受けております。

11 款災害復旧費も、本会議で説明があったとおり、特に議論にはなりませんでした。

続いて、議案第 92 号、平成 28 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についてと、続いて、議案第 93 号、平成 28 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算につきましても、実績見込み減や額の決定による調整によるもので、特に議論はありませんでした。

次に、議案第 94 号、平成 28 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算につきましても、実績見込みと、その決算による事務費の調整ということで、議論にはなりませんでした。

次に、議案第 95 号、平成 28 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算につきましても、すべて、これまでご承知のとおり、医師不在のための医師給与の減額補正になっております。

次に、議案第 96 号、平成 28 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算については、本議会でも説明があったとおり広域連合給付金の決定による収支の調整でありましたので、深く議論にはなりませんでした。

次に、議案第 97 号、平成 29 年度黒潮町一般会計予算について報告致します。

歳入については、歳出に伴うものでございます。

歳出の、ページ 47 ページ、2 款ふるさと寄附金につきましても、2 億円を見込んでいたという報告がございました。

本会議でも質疑があった件につきまして委員会でも質疑がありましたので、報告致します。

寄附金の収入に対して経費が少し掛かり過ぎではないかというような議論がございましたが、執行部の答弁は、本会議同様、純粋に町に落ちる割合を確保できるように、今夏をめどに業務の内製化を検討していくと説明がございました。

続きまして、ページ 86 ページからの 3 款、ページ 95 ページからの 4 款民生費と衛生費ですが、新しい事業が組まれております。

羅列しますと、錦野、老人いこいの家の耐震診断委託等、また、虐待予防コーディネーター、子育て支援交流事業、在宅子育て支援事業補助金、高知家健康パスポート特典品など、新しい事業が組まれておりますが、これも本会議で説明があったとおりで、深い議論にはなりませんでした。

ページ 107 ページ、5 款の労働費につきましても、増額予算となっておりますので報告致します。

平成 28 年度までのシルバー人材センターへの補助金は、これまで 450 万円であったものを、運営の安定等を目的として 100 万円増額にして、550 万円としております。

同じく、県の補助としても同額の補助が受けられると説明を受けております。

6 款農林水産業費につきましても、新しく事業が組まれておりますが、本会議で説明があったとおりでございます。農林水産業に対しての委託料、補助金等の説明がありましたが、本会議と同じでしたので深く議論にはなりませんでした。

続いて 7 款です。

ページ 127 ページの商工費の委託料で、スポーツ活用型地域づくり事業委託費が組まれておりますが、これは西南大規模公園に人工芝が設置されるなど、これからの交流人口の拡大を目指して、砂美や観光ネットワー

クなどに開催イベントの委託や観光動向などの調査を委託するという説明を受けております。

8 款土木費、11 款災害復旧費、および第 2 表繰越明許費につきましても、本会議で説明があったとおりで、深く議論にはなりませんでした。

次に、議案第 98 号、平成 29 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてでございますが、これは徴収だけの改正でございますので、深く議論にはなりませんでした。

次に、議案第 101 号、平成 29 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算についてでございます。

本会議でも説明があったとおり、29 年度は 6,000 万円の法定外繰入を行う予定になっております。

執行部の方からは、検診者を増やすために、はがき、電話での受診勧奨を今年も行っていくと。また、リフト付きの検診車やバリアフリーの場所での検診も検討し、検診者を増やしていく検討をするということでございます。

また、国の動向、県の推移を見極めて、健全な国保運営に努めていきますと、宣誓を受けております。

次に、議案第 102 号、平成 29 年度黒潮町介護保険事業特別会計予算についてでございますが、これも本会議で説明がありました、新しい事業としては、グループホーム優夏が高台移転のために県の補助を受け建て替えを行う予算と。

また、3 款でございますが、地域支援事業として新しく、通所型短期集中運動機能向上サービス委託というものが含まれております。これは、デイサービス浮鞭に委託しまして、生活機能の維持向上を目的とした体操や筋力トレーニングなどを行い、自立した日常生活を営むことを目的とした事業でございます。

次に、議案第 103 号、平成 29 年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算についてでございますが、これは包括支援センターの行う事業でございます。例年と変わりございません。

次に、議案第 104 号、平成 29 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算についてでございますが、これも本会議で説明があったとおりの予算でございます。特に深い議論にはなりませんでした。

次に、議案第 105 号、平成 29 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算については、医療適正化と推進事業委託料が新しく予算化されましたが、これにつきましても本会議で説明があったとおりで、委員会では特に深く議論にはなりませんでした。

次に、議案第 106 号、平成 29 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計予算についてと、議案第 107 号、平成 29 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計予算については、現在、経営戦略を策定中であります。6 月にその報告をできると説明を受けております。

この 2 つの予算につきましても、特に深く議論にはなりませんでした。

次に、議案第 109 号、平成 29 年度黒潮町水道事業特別会計予算についてでございます。

執行部からは、年間の給水数が減ってきているため経営が厳しくなっていると説明を受けております。

これにつきましても、本会議で説明があったとおり、深く議論にはなりませんでした。

次に、議案第 110 号、黒潮町道の路線認定についてでございますが、本議会で説明があったとおり、特に委員会では深く議論にはなりませんでした。

以上、報告を終わります。

議長（矢野昭三君）

これで、産業建設厚生常任委員長の報告を終わります。

これから、産業建設厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

森君。

10 番（森 治史君）

87 号、水道審議の料金の方の改定になりますが。

この方で、委員会では可決ですけど多数だったもので、どのようなご意見が出たか。

そこの所を分かる範囲、教えていただきたいです。

議長（矢野昭三君）

産業建設厚生常任委員長。

産業建設厚生常任委員長（池内弘道君）

委員会としては、委員長として報告致します。

少数意見でありますので、この件につきましては破棄させていただきまして、留保の方もされておりませんので、賛成の意見だけをここで報告させていただきます。

議長（矢野昭三君）

質疑ございませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、産業建設厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

これで、各常任委員長の報告および各常任委員長に対する質疑を終わります。

これから、討論を行います。

初めに、議案第 80 号、黒潮町個人情報保護条例等の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（森議員から「80 号ですかね」との発言あり）

はい、そうです。

森君。

10 番（森 治史君）

80 号、これにつきましては、私は改正に反対を致します。

一番の問題は、皆さんのお手元にあります資料の方の 3 ページの方にあります。

私は一番気に掛かっておるのは、改正前には、個人の思想、信条及び宗教に関する事柄とか、人種、民族及び犯罪その他社会的差別を引き起こす恐れのある者とかいうことで、これが保護されたと思います。

ところが、今度新しく条例の方になりますと、要配慮個人情報としてカッコ書きで、本人の人種、信条、社会的身分、犯罪歴及び犯罪による被害を被った事実が含まれた個人情報に限る、とかいうようになっております。

改正になって細分化されたのはいいんですけど、この思想と宗教が一つの信条の中に入っていくということは、ものすごい危険性を感じます。

で、私としては、思想というものは、まあ大体が社会的人生に対する全体的な思考の体系というように辞書なんかにも載っておりますし、これは社会的、性的性格を持った場合が多い事柄になります。

それから宗教の方ですけど、宗教になりますと、これはもう日本は八百万（やおよろず）の神々を信仰しているはずで、で、その中でも、いろいろありますけど世界的な、言うたら仏教とかキリスト、イスラム教、多種多様で、多くのものが宗教の中に入っております。

信条になってくると、正しいと信じて実行している事柄とかいうようになってきます。これは信仰のような、信条の場合は信ずる条と書いておりますので、この方は信仰的なことが入るかもしれませんが。

このような中で、この中で保護すると言われたときも、いつこれが保護の間から漏れるかという危険性があ

ります。

特にこの思想とか宗教というものを一くりにするというのはおかしいと思いますので、今回のあれにはどうしても納得できませんので、この議案については私は反対を致します。

議長（矢野昭三君）

賛成討論ありますか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 80 号の討論を終わります。

次に、議案第 81 号、黒潮町移住者支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 81 号の討論を終わります。

次に、議案第 82 号、黒潮町ふるさと納税基金条例の制定についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 82 号の討論を終わります。

次に、議案第 83 号、黒潮町税条例等の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 83 号の討論を終わります。

次に、議案第 84 号、黒潮町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 84 号の討論を終わります。

次に、議案第 85 号、黒潮町農林業地域改善対策事業菌茸生産共同施設の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 85 号の討論を終わります。

次に、議案第 86 号、黒潮町道路、附属物占用及び徴収条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 86 号の討論を終わります。

次に、議案第 87 号、黒潮町水道事業の給水に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

宮地君。

9 番 (宮地葉子君)

反対討論です。

私は、産業建設厚生常任委員会でも反対討論はしておりますが、委員長報告ではもう省かれました。

この条例に対して、行政の説明も、言い分もあると思います。むちゃくちゃを言ってるとは思っておりませんが、しかし水道は命の問題ですので、直接命に関係します。

水道料を払えないとですね、すぐに水道が止まりますよね。それで、値上げをしなかったら、安全、安心な水の供給が難しいと、もし執行部がそういうことを言うのであれば、それは私は住民への脅しだと思います。脅しに近いんじゃないかなと思います。いかなる理由があっても安全な水の供給ができないというのであればですね、それは自治体の基本的な使命から逸脱すると思います。今回、そういうことを執行部が言ってないと思いますが。

水道料金を値上げするというのは最初に言ったように命にかかわる問題ですので、値上げには反対致します。

議長 (矢野昭三君)

賛成討論ございますか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 87 号の討論を終わります。

次に、議案第 88 号、黒潮町和紙工房施設の設置及び管理に関する条例の制定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 88 号の討論を終わります。

次に、議案第 89 号、平成 28 年度黒潮町一般会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 89 号の討論を終わります。

次に、議案第 90 号、平成 28 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 90 号の討論を終わります。

次に、議案第 91 号、平成 28 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 91 号の討論を終わります。

次に、議案第 92 号、平成 28 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 92 号の討論を終わります。

次に、議案第 93 号、平成 28 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 93 号の討論を終わります。

次に、議案第 94 号、平成 28 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 94 号の討論を終わります。

次に、議案第 95 号、平成 28 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 95 号の討論を終わります。

次に、議案第 96 号、平成 28 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 96 号の討論を終わります。

次に、議案第 97 号、平成 29 年度黒潮町一般会計予算についての討論はありませんか。

宮地君。

9 番 (宮地葉子君)

最初ですから、反対討論です。

(議長から「はい」との発言あり)

今回の予算はですね、大変評価できる内容も多く含まれていると思います。人口減少に対する取り組みとかですね、子育て支援、移住者対策など、また就学援助制度の拡充、充実とか、国保税の一般会計から来年度も本年度に続いて 6,000 万円繰り入れするとか、大いに評価される内容も入っているとと思っています。

しかし、税金の使い方として、ケーブルテレビへの一般会計からの繰入金、1 億 7,100 万円もあります。住民への暮らし、福祉政策に回る予算としては、これ圧迫するんじゃないかと思っています。懸念をしております。

また、依然として同和問題に関する予算が随所に盛り込まれております。

例えば、事業名としては出てきませんが、泊まり合い事業。代表される、人権という名の隠れみのにした事業予算。それから町民館運営費なんかもそうですが、2,572 万 2,000 円と。も計上されていることなどに代表されていますが、税の公平性から言っても賛成できません。

議長 (矢野昭三君)

賛成討論ございますか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 97 号の討論を終わります。

次に、議案第 98 号、平成 29 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 98 号の討論を終わります。

次に、議案第 99 号、平成 29 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 99 号の討論を終わります

次に、議案第 100 号、平成 29 年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 100 号の討論を終わります。

次に、議案第 101 号、平成 29 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 101 号の討論を終わります。

次に、議案第 102 号、平成 29 年度黒潮町介護保険事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 102 号の討論を終わります。

次に、議案第 103 号、平成 29 年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 103 号の討論を終わります。

次に、議案第 104 号、平成 29 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 104 号の討論を終わります。

次に、議案第 105 号、平成 29 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 105 号の討論を終わります。

次に、議案第 106 号、平成 29 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 106 号の討論を終わります。

次に、議案第 107 号、平成 29 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 107 号の討論を終わります。

次に、議案第 108 号、平成 29 年度黒潮町情報センター事業特別会計予算についての討論はありませんか。



宮地君。

9 番（宮地葉子君）

一般会計の当初予算の方でも意見を言いましたけども、この情報センター事業特別会計というのはまあケーブルテレビ事業ですが、設置する当初から私たちは反対してきました。絶対、一般財源を圧迫するということ

で。  
今回も、まあなかなか赤字が解消されないということでは、一般財源が先ほど言いましたようにつき込まれています。

そういう点ではですね、ほんとに賛成するわけにはいきませんので、反対します。

議長（矢野昭三君）

賛成討論ございますか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 108 号の討論を終わります。

次に、議案第 109 号、平成 29 年度黒潮町水道事業特別会計予算についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 109 号の討論を終わります。

次に、議案第 110 号、黒潮町道の路線認定についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 110 号の討論を終わります。

次に、議案第 111 号、黒潮町和紙工房施設に係る指定管理者の指定についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 111 号の討論を終わります。

これで、討論を終わります。

この際、午後 1 時半まで休憩します。

休 憩 11 時 49 分

再 開 13 時 30 分

議長（矢野昭三君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方は反対と見なしますのでご了承願います。

初めに、議案第 80 号、黒潮町個人情報保護条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

よって、議案第 80 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 81 号、黒潮町移住者支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 81 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 82 号、黒潮町ふるさと納税基金条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 82 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 83 号、黒潮町税条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 83 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 84 号、黒潮町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 84 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 85 号、黒潮町農林業地域改善対策事業菌茸生産共同施設の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 85 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 86 号、黒潮町道路、附属物占用及び徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 86 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 87 号、黒潮町水道事業の給水に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 87 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 88 号、黒潮町和紙工房施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 88 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 89 号、平成 28 年度黒潮町一般会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 89 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 90 号、平成 28 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 90 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 91 号、平成 28 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 91 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 92 号、平成 28 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 92 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 93 号、平成 28 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 93 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 94 号、平成 28 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 94 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 95 号、平成 28 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 95 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 96 号、平成 28 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 96 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 97 号、平成 29 年度黒潮町一般会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 97 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 98 号、平成 29 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 98 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 99 号、平成 29 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 99 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 100 号、平成 29 年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 100 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 101 号、平成 29 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 101 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 102 号、平成 29 年度黒潮町介護保険事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 102 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 103 号、平成 29 年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 103 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 104 号、平成 29 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 104 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 105 号、平成 29 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 105 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 106 号、平成 29 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 106 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 107 号、平成 29 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 107 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 108 号、平成 29 年度黒潮町情報センター事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 108 号は、委員長の報告のとおりに可決されました。

次に、議案第 109 号、平成 29 年度黒潮町水道事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 109 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 110 号、黒潮町道の路線認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 110 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 111 号、黒潮町和紙工房施設に係る指定管理者の指定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。  
挙手多数です。

従って、議案第 111 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これで、採決を終わります。

この際、午後 2 時まで休憩します。

休 憩 13 時 46 分

再 開 14 時 00 分

副議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただ今、議長の矢野昭三君から、議長の辞職願が提出されました。

この取り扱いを行うために、副議長が議長の職務を行います。

お諮りします。

この際、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第 1 として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに、  
ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第 1 として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに  
決定しました。

これから、議長辞職の件を議題とします。

この件につきましては、地方自治法第 117 条の規定により、矢野昭三君は除斥の対象となりますので、退場  
を求めます。

追加日程第 1、議長辞職の件を議題とします。

職員に矢野議長からの辞職願を朗読させます。

小橋事務局長。

議会事務局長（小橋和彦君）

それでは、矢野議長からの辞職願を朗読致します。

平成 29 年 3 月 23 日、黒潮町議会副議長、小松孝年様。黒潮町議会議長、矢野昭三。  
辞職願。

このたび、一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上です。

副議長（小松孝年君）

お諮りします。

矢野昭三君の議長の辞職を許可することについて、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、矢野昭三君の議長辞職の件については、許可することに決定致しました。

追加日程第 1 の審議が終了しましたので、矢野昭三君の入場を許可します。

矢野昭三君は議席にお戻りください。

矢野昭三君に申し上げます。議長の辞職は許可されましたので、報告致します。

矢野昭三君から一言ごあいさつをいただきたいと思います。

矢野昭三君。

14 番 (矢野昭三君)

それでは。

2 年間でございました。同僚の議員各位の格別のご理解をいただいた上で議会運営を行ってまいりましたが、非力なものでございましたが、おかげさまで何とか務めは終えることができたかなあと考えておりますし。

また併せて、町長にも、あるいは管理職、課長の皆さまにもいろいろとご協力をいただきまして、ありがとうございました。

これからは、一議員として努めさせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

(議場から拍手あり)

副議長 (小松孝年君)

ありがとうございました。大変お疲れさまでした。

ただ今、議長が欠けました。

お諮りします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第 2 として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第 2 として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第 2、議長の選挙を行います。

選挙は、投票によって行います。

議場の出入口を閉鎖します。

ただ今の出席議員は、14 人です。

会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立ち会い人に、4 番、山崎正男君、5 番、澳本哲也君を指名します。

投票用紙をお配りします。

投票用紙の配布漏れは、ありませんか。

(なしの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

立ち会い人は、確認をお願いします。

異常はありませんか。

(なしの声あり)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名で行います。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1 番議員から順次投票をお願いします。

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

山崎君、澳本君は、開票の立ち会いをお願いします。

選挙の結果を報告します。

投票総数 14 票。

そのうち、有効投票 14 票、無効投票 0 票です。

有効投票中、坂本あや君、4 票。

山崎正男君、6 票。

小松孝年君、4 票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、4 票です。

従って、山崎正男君が議長に当選されました。

これで、議長の選挙を終わります。

議場の出入り口を開きます。

ただ今の選挙で、議長に当選されました山崎正男君が議長におられますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、当選の告知を致します。

当選人の当選承諾およびあいさつをお願い致します。

議長 (山崎正男君)

ただ今の選挙で、重たいご支援をいただくことになりました。

今後は議会議員として、それから議会の要として、町政を町執行部とともに、車の両輪のごとく頑張りたいと思います。

これからも、皆さんよろしくお願い致します。

(議場から拍手あり)

副議長 (小松孝年君)

ありがとうございました。これから、よろしくお願い致します。

ここで、議長を交代致します。

山崎議長は、議長席にお着きください。

議長 (山崎正男君)

議長を交代しました。

これから、議会の議長を務めますので、よろしくお願い致します。

暫時休憩します。

休 憩 14 時 14 分

再 開 14 時 30 分

議長 (山崎正男君)

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

副議長の小松孝年君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。



この際、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

これから、副議長辞職の件を議題とします。

この件につきましては、地方自治法第117条の規定により、小松孝年君は除斥の対象になりますので、退場を求めます。

追加日程第3、副議長辞職の件を議題とします。

職員に小松副議長からの辞職願を朗読させます。

小橋事務局長。

議会事務局長(小橋和彦君)

それでは、小松副町長からの辞職願を朗読致します。

平成29年3月23日、黒潮町議会議長、山崎正男様。黒潮町議会副議長、小松孝年。

辞職願。

このたび、一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上です。

議長(山崎正男君)

お諮りします。

小松孝年君の副議長の辞職を許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、小松孝年君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

追加日程第3の審議が終了しましたので、小松孝年君の入場を許可します。

小松孝年君は議席にお戻りください。

小松孝年君に申し上げます。副議長の辞職は許可されましたので、報告しておきます。

小松孝年君からの一言、ごあいさつをいただきたいと思います。

小松孝年君。

13番(小松孝年君)

2年間、副議長としていろいろと勉強させていただきました。

この勉強させていただいたことを今後の議員活動に生かして、なお一層頑張っていきたいと思いますので、またよろしくお願い致します。

(議場から拍手あり)

議長(山崎正男君)

誠にお疲れさまでした。

ただ今、副議長が欠けました。

お諮りします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として、直ちに選挙を行いたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として、直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は、投票によって行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

ただ今の出席議員は、14人です。

会議規則第31条第2項の規定によって、立ち会い人に、6番、宮川徳光君、7番、小永正裕君を指名します。

投票用紙をお配りします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(なしの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

立ち会い人は、確認をお願いします。

異常はありませんか。

(なしの声あり)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名で行います。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番議員から順次投票をお願いします。

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

宮川君と、および小永君は、開票の立ち会いをお願いします。

選挙の結果を報告します。

投票総数14票。

そのうち、有効投票14票、無効投票0票です。

有効投票中、坂本あや君、4票。

小松孝年君、5票。

森治史君、3票。

藤本岩義君、2票。

この選挙の法定得票数は、4票です。

従って、小松孝年君が副議長に当選されました。

これで、副議長の選挙を終わります。

議場の出入り口を開きます。

ただ今、副議長に当選されました小松孝年君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知を致します。

当選人の当選承諾、およびあいさつをお願い致します。

副議長（小松孝年君）

選挙結果、再選されまして、それを受けまして謹んで副議長の席をお受けしたいと思います。

ほんと、2年間の経験を基にですね、これから山崎議長を支えて頑張っていきたいと思いますので、どうかよろしくお願い致します。

（議場から拍手あり）

議長（山崎正男君）

ありがとうございました。これから、よろしくお願い致します。

議長および副議長の選挙に伴い、議席の一部を変更したいと思います。

お諮りします。

この際、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第5として、直ちに議席の一部を変更したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第5として、直ちに議席の一部変更を行うことに決定しました。

追加日程第5、議席の一部変更を行います。

議長および副議長の決定に伴い、会議規則第3条第3項の規定により議席の一部を変更します。

申し合わせのとおり、議長を最終番席に、副議長を最終2番席とするため、議長の私が14番席に、14番席の矢野昭三君は4番席に、副議長の小松孝年君は13番のままでございます。

それぞれ変更致します。

議席の移動については、次の議会からお願い致します。

次に、議長および副議長の選挙に伴い、常任委員会の委員の選任を行います。

お諮りします。

この際、常任委員会の委員の選任を日程に追加し、追加日程第6として、直ちに常任委員会の委員を選任したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、常任委員会の委員の選任を日程に追加し、追加日程第6として、直ちに常任委員会の委員を選任することに決定しました。

追加日程第6、常任委員会の委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第2項の規定によって、次のとおり指名したいと思います。

矢野昭三君を、総務教育常任委員会の委員に指名します。

次に、議長の常任委員の就任については、黒潮町議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長は常任委員に就任しないこととします。

日程第3、議員の派遣に関する件についてを議題とします。

会議規則第127条の規定による、議員の派遣にかんする件については、皆さまの議席に配付したとおりであります。

お諮りします。

議員の派遣に関する件に記載しているとおり、議員を派遣することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、議員の派遣に関する件に記載しているとおり、議員を派遣することに決定しました。

日程第4、委員会の閉会中の継続審査ならびに調査についてを議題とします。

各常任委員長から委員会において審査、調査中の事件について、会議規則第74条の規定によって、皆さまの議席に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続審査ならびに調査の申し出がありました。

お諮りします。

各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査ならびに調査することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、各常任委員長からの申し出のとおりとすることに決定しました。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長 (大西勝也君)

平成29年3月第16回黒潮町議会定例会、誠にお疲れさまでした。

また、本議会に提案させていただきましたすべての議案につきまして、可決をいただきありがとうございます。

本議会を通じまして賜りましたご意見を参考に、引き続き、住民福祉の向上に全力で取り組んでまいります。

また、これまで2年間、大変な重責を担ってこられました矢野前議長におかれましては、誠にお疲れさまでした。

任期期間中の町政発展に対するご尽力とそこにご功績に、心より敬意を表しますとともに、ご慰労と感謝を申し上げる次第です。立場は代わられましても引き続きご指導賜りますよう、よろしくお願い致します。

また、このたび新たに就任されました山崎議長におかれましては、誠に就任おめでとうございます。

これまで同様、執行部に対するご指導を賜りますよう、よろしくお願い致します。

それでは、あらためまして本議会、誠にお疲れさまでした。

議長 (山崎正男君)

これで、町長の発言を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、平成29年3月第16回黒潮町議会定例会を閉会します。

閉会時間 14時 50分

会議録の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長 矢野 昭三

議 長 山崎 正男

副 議 長 小松 孝年

署名議員 宮川 徳光

署名議員 小永 正裕